

令和8年 第1回

大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和8年2月19日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

令和8年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

開 会	2
開 議	2
日程第1 新議員の議席の指定について	4
日程第2 会期の決定について	4
日程第3 議第1号から議第5号の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決	4
○16番（日隈 知重君）	5
○22番（岩崎 貴博君）	8
日程第4 一般質問	12
○16番（日隈 知重君）	12
日程第5 会議録署名議員の指名	14
閉 会	15

令和8年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会（第1号）

議 事 日 程（第1号）

令和8年2月19日 午後1時30分開議

- 第1 新議員の議席の指定について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議第1号 令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
議第2号 令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
議第3号 大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議第4号 大分県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について
議第5号 大分県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画の策定について
以上5議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第4 一般質問
- 第5 会議録署名議員の指名について

本日の会議に付した事件

- 第1 新議員の議席の指定について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議第1号 令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
議第2号 令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
議第3号 大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
議第4号 大分県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について
議第5号 大分県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画の策定について
以上5議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第4 一般質問
- 第5 会議録署名議員の指名について

出席した議員（24人）

1番	河島 公 司	2番	増 田 裕 子
3番	金 元 正 生	4番	木野村 敏 雄
5番	白 石 徳 明	6番	佐 藤 郁 夫
7番	高 野 辰 代	8番	水 脇 純 一
9番	泥 谷 修	10番	河 野 正 春
12番	井戸川 幸 弘	13番	芝 田 英 範
14番	大 崎 栄 治	16番	日 隈 知 重
17番	三重野 玉 江	18番	相 良 亜寿香

19番 森 大 輔
21番 堤 英 貴
23番 岩 川 義 枝
25番 今 山 裕 之

20番 石 田 強
22番 岩 崎 貴 博
24番 宮 邊 和 弘
26番 二 宮 博

欠席した議員（2人）

11番 佐 藤 市 蔵

15番 高 司 政 文

出席した事務局職員

事務局書記長代理 金 城 美 幸
総務課主査 安 田 文 恵
総務課主任 日 隈 久 徳

事務局書記 坂 西 正 晴
総務課主任 中 村 雄

説明のため出席した職員

広域連合長 足 立 信 也
副広域連合長 日 野 康 志
会計管理者 高 橋 芳 江
事業課長 岩 崎 正 信
給付係長 三 宮 真 依 子
会計室長 安 部 邦 洋

副広域連合長 長 野 恭 紘
事務局長 岡 村 吉 宏
次長兼総務課長 姫 野 邦 夫
賦課資格管理係長 平 野 豊
保健係長 飯 野 敬 子

議事の経過

開 会

○議長（二宮 博君） 皆さん、こんにちは。議長の二宮でございます。

ただいまから「令和8年 第1回 大分県後期高齢者医療広域連合議会 定例会」を開会いたします。

午後1時30分開会

開 議

○議長（二宮 博君） ただいまの出席議員は、定足数に達しておりますので、ただちに、会議を開きます。

午後1時30分開議

諸般の報告

○議長（二宮 博君） 日程に先立ちまして、ご報告いたします。

お手元に配付しております諸般の報告のとおり、議会閉会中に1名の議員が任期満了となりましたことをご報告いたします。

広域連合長挨拶

○議長（二宮 博君） ここで、広域連合長より発言の申し出がありますので、発言を許可いたします。

足立広域連合長。

○広域連合長（足立 信也君） 皆さん、こんにちは。広域連合長の足立信也でございます。

定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨日で佐賀県大規模火災の発生から3ヶ月となりました。ついでに申し上げますと、一昨日は部落解放同盟関係の官製談合の逮捕から1年でございました。

広域連合としては、まず被災された被保険者の方々が一日も早く安心安全な日常生活を取り戻されますよう、保険料や一部負担金の減免措置を今行っているところでございます。

本日、第二回の生活再建支援復興本部の会合がありましたので、広域連合とは若干趣旨が異なるかもしれませんが、皆さんご関心が非常に高いことだと思いますので、触れさせていただきます。復興支援のための本部は、二回目の会合でありますけど、1月から公費による解体が始まりました。今、第一段階のところでも更地になる部分がだんだん増えている状況です。今、仮の住まいに住まわれている方、市営住宅が38世帯、民間が17世帯、それから自分で行き先を決めて、そこに住まわっている方が20世帯、そして施設やあるいは病院に入院・入所されている方が19世帯、そういうふうになっているところです。

これから先は、まずコミュニティをしっかりと保つということで、絆交流会という形と、それぞれが分散して住まわられていますので、アウトリーチ型で行政が行く場面と、民間の方が行く場面と、保健師が行く場面、そういうふうに分けあいながら意見を、そしてまた気持ちを、健康状態も把握していくと、そういう形にしております。

義援金は皆様方から多くの支援をいただきまして、1月、2月、3月、5月、7月と配分していく予定でございます。一世帯当たり相当な額がいくと思いますし、それに合わせて意向確認を順次やっていきたいとそうに思っているところです。これまでのご支援とこれからの県下全域でのご支援を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

さて、最近の本広域連合の情勢についてでございますが、昨年10月20日、宮崎市で開催された「令和7年度秋季九州ブロック後期高齢者医療広域連合協議会広域連合長会議」に出席してまいりました。

会議の中で、九州ブロックの国への要望事項として、「標準システム関連」「保健事業関連」「大規模災害関連」の3項目について、全国協議会へ提出することを決定し、昨年11月13日、マイナンバー制度や、標準システムなど6項目について、全国広域連合協議会の佐賀県神埼市長の實松会長から仁木厚生労働副大臣へ要望書を手交したところでございます。

また、国においては、全世代型社会保障構築のための改革工程において、子ども・子育て支援金の導入に加え、高額療養費や外来特例の見直し、3割負担の拡大等様々な制度改正が議論されております。

本広域連合といたしましても、国の動向を注視し、被保険者の皆さまに混乱が生じることのないよう、制度の変更が生じた際には、国の責任において十分な周知・広報を求めるとともに、課題等については、全国協議会の場を通じて、引き続き国への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

さらに、デジタルトランスフォーメーションの推進につきましては、昨年10月から、救急搬送時にマイナ保険証の医療情報を活用する「マイナ救急」が、県内すべての消防本部に導入されました。

これにより、意識不明など会話が困難な状況下においても、受診歴や投薬履歴を迅速に把握することが可能となり、最適な医療機関への円滑な搬送、ひいては「救える命」を増やすことにつながる取組であると考えております。

本広域連合といたしましても、引き続き、マイナ保険証の利用促進に向けた広報活動に取り組んでまいります。

今定例会では、令和8年度広域連合予算（案）、大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正などを付議事項として提案しております。

何卒、慎重に御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

日程第1 新議員の議席の指定について

○議長（二宮 博君） 本日の議事は、お手元に配付の議事日程により行います。

はじめに、日程第1、新議員の議席の指定を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、議長において、お手元の議席図のとおり、由布市 佐藤 郁夫議員の議席を6番に指定いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（二宮 博君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日間とすることにいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二宮 博君） ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第1号から議第5号までの一括上程

○議長（二宮 博君） 次にまいります。

日程第3、「議第1号」から「議第5号」までの5議案を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

足立広域連合長。

○広域連合長（足立 信也君） 提出いたしました5議案について、ご説明申し上げます。

まず、議第1号令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。厳しい財政状況の中、最少の経費で最大の効果を上げることを念頭に編成し、予算の総額は11億2,900万円となったところであります。

その主な内容は、歳入では、分担金及び負担金に構成市町村からの事務費負担金を9億2,368万2千円、繰入金に財政調整基金繰入金を1億9,166万5千円計上いたしております。

歳出では、総務費に3億2,953万2千円、民生費に特別会計事務費繰出金として7億9,347万1千円計上いたしております。

次に、議第2号令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてであります。医療費の伸びを考慮した上で、保険料等の財源を確保することを基本に編成した結果、予算の総額は2,406億6,000万円となったところであります。

その主な内容は、歳入では、市町村支出金を440億1,792万3千円、国庫支出金を826億1,982万円、県支出金を205億9,697万6千円、支払基金交付金を912億1,947万2千円計上いたしております。

歳出では、保険給付費に2,372億4,209万円、支払基金拠出金に7億7,702万4千円、保健事業費に12億5,852万9千円、計上いたしております。

次に、議第3号大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。これは高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項及び第3項の規定に基づき、令和8年度及び令和9年度の保険料率の改定並びに後期高齢者医療保険料賦課限度額等を定めた政令が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

内容といたしましては、被保険者に対する保険料の賦課額は、医療分である基礎賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額となりますことから、基礎賦課額では、所得割率を100分の11.25、均等割額を6万4,200円、賦課限度額を85万円に、子ども・子育て支援納付金賦課額では、所得割率を100分の0.24、均等割額を1,400円、賦課限度額を2万1千円とするものであります。

また、低所得者に対する保険料の均等割軽減措置について、令和8年度9年度の特例として、さらなる負担軽減を図ることができる改正を行うものであります。

次に、議第4号大分県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正についてであります。これは、国家公務員等の旅費の改正に準じ、規定の整備を行うものであります。

次に、議第5号大分県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画の策定についてであります。これは、制度運営の現状と課題を踏まえ、令和8年度以降も、被保険者が安心して医療が受けられ、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送ることができるよう、健康保持と健康寿命の延伸を目指すとともに、将来にわたって持続可能な医療制度の実現を図るため、市町村、県、国及び関係団体と連携しながら、各種施策について取り組む基本方針として策定するものでございます。

何卒、慎重なご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二宮 博君） 以上で、提案理由の説明が終了いたしました。

「議第1号」から「議第5号」までの5議案につきまして、一括して質疑を行います。

質疑の通告がありますので、お手元に配付の質疑順位表により、発言を許可いたします。

なお、質疑は自席から行うことといたします。

16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 日田市選出の日隈知重です。議第3号大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、五点お伺いします。

まず一点目は、子ども・子育て支援金の負担金を後期高齢者もなぜ払うのか説明を求めます。

二点目は、子ども・子育て支援金の負担金額均等割1,400円、所得割0.24%はどのように決めたのか説明を求めます。

三点目は、保険料率の引き上げに後期高齢者負担率の増加が影響していると説明されております。後期高齢者の負担率を段階的に引き上げるとした法律改正について説明を求めます。

四点目は、後期高齢者負担率の増加による年間保険料の負担増は令和8年度でいくらになるか、加入者の年金額の平均値を示して説明を求めます。

五点目は、後期高齢者負担率の引き上げはいつまで続くのか説明を求めます。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（二宮 博君） 岩崎事業課長。

○事業課長（岩崎 正信君） 日隈議員のご質問にお答えいたします。

まず、子ども・子育て支援金の負担金についてであります。

子ども・子育て支援金については、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、令和8年度に創設されるものでございます。

後期高齢者等支援金を充てる給付を直接受けない方にとっても、実効性のある少子化対策を全世

代型社会保障として捉え、社会全体で将来世代を支える必要がございます。

なお、高齢者の方に新たな負担をお願いすることについては、急激な影響が生じないよう負担割合や算定方法について、国において配慮がなされた上で、制度設計が行われており、本広域連合といたしましては、その国の制度に基づき対応しているものでございます。

続きまして、子ども・子育て支援金の負担金額についてであります。

本支援金につきましては、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」に基づき算定され、国の通知により、その負担すべき金額が示されております。令和8年度の納付金として、全国の広域連合全体で約588億4,572万円が求められており、そのうち本広域連合の負担分として配分された額は、約5億2,721万円であります。

保険料への反映にあたりましては、同施行令により、均等割と所得割の比率は56:44とすることが定められております。この割合に基づき、本広域連合の負担額約5億2,721万円を按分いたしますと、均等割分が約2億9,524万円、所得割分が約2億3,197万円となります。

このうち均等割分につきましては、本広域連合の総被保険者数21万5,521人で除して算出した額が、均等割額1,400円でございます。

また、所得割分につきましては、被保険者の総所得金額約974億894万円で除して算出した率が、所得割率0.24%となったものでございます。

以上のとおり、法令に定められた算定方法に基づき、算出したものでございます。

続きまして、後期高齢者の負担率についてであります。

本制度における費用負担につきましては、少子高齢化の進行に伴う人口構成の変化により、制度創設時の平成20年度と比較して、現役世代の負担が相対的に重くなっている状況があります。

こうした状況を踏まえ、世代間の負担の均衡を図り、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとする観点から、国の全世代型社会保障構築会議において、負担の見直し方針が示され、これを受けて令和3年の健康保険法等の改正により、後期高齢者医療制度において「後期高齢者1人当たり保険料」と「現役世代1人当たり後期高齢者支援金」の伸び率が同程度となるよう調整する仕組みが導入されたものです。

この負担率の算定方法につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律及び同法施行令に基づき、後期高齢者人口及び現役世代人口の見通し等を反映させた上で、原則として2年ごとに見直すこととされております。

続きまして、後期高齢者負担率の増加等による年間保険料への影響についてでございます。

本広域連合における令和7年度の被保険者の年金収入の平均額は130万2,910円です。

この平均的な年金収入の方をモデルとして試算しますと、令和7年度の年間保険料は1万7,700円となります。これに対し、令和8年度の年間保険料は医療分が1万7,900円、新たに導入される子ども・子育て支援金分が400円となり、合計で1万8,300円となる見込みです。

その結果、令和7年度との比較では年間で600円、月額50円の負担増の試算となっております。

続きまして、後期高齢者負担率の引き上げについてであります。

近年の推移を申し上げますと、令和6・7年度は12.67%。今回の改定に係る令和8・9年度では13.27%となっており、これらは法令に基づき国において算定・決定されているものでございます。

今後の負担率につきましては、医療費の伸びや、世代間の負担の均衡を踏まえ、国においてその都度算定されることとなっております。

そのため、将来的な具体的水準や引き上げの終期につきましては、現時点で本広域連合からお答

えすることは困難でございますが、制度の持続可能性を確保する観点から国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（二宮 博君） 日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 再質問を行います。高齢者の方に「急激な影響が生じないように、負担割合や算定方法について国において配慮がされた。」とは、具体的にどのような配慮がされているのか。世代別の負担割合、現役世代、高齢者、どのようになっているのかお聞きをいたします。

次に、将来的な具体的な水準や引き上げの終期は決まっていない。つまり、後期高齢者の負担率は段階的に引き上げることが後期高齢者一人当たり保険料と現役世代一人当たり後期高齢者支援金の伸び率が同程度となるまでずっと続くということではないかと思いますが、見解についてお聞きをいたします。

○議長（二宮 博君） 岩崎事業課長。

○事業課長（岩崎 正信君） 国における具体的な配慮についてでございます。

子ども・子育て支援金につきましては、高齢者の方々に新たな負担をお願いするにあたり、生活への急激な影響が生じないように、制度全体において三つの措置が講じられております。

一点目は、負担額の設定における配慮でございます。均等割額につきましては、被保険者への生活の影響を踏まえ、過度な負担とならないよう、本広域連合において年間1,400円という負担能力に配慮した低額な設定としております。

二点目は、所得の低い方への軽減措置でございます。後期高齢者医療制度では、従来から所得に応じた均等割の軽減制度が設けられており、今回の支援金につきましても、この軽減措置がそのまま適用される仕組みとなっております。

三点目は、負担割合の設定における配慮でございます。子ども・子育て支援金の財源負担につきましては、現役世代と高齢者の負担が急激に変化しないよう、国において制度全体の負担割合を調整した上で、各医療保険制度に配分されております。

次に、世代別の負担割合についてです。

後期高齢者医療と他の保険者との比較といたしましては、現役世代がほとんどを占める健康保険組合との比較の例でお答えさせていただきます。

こども家庭庁の推計によりますと、支援金の平均月額の後期高齢者医療制度では被保険者一人当たり約200円、健康保険組合では被保険者一人当たり約550円となっております。

健康保険組合と割合で比較すると、後期高齢者は約36%となっております。

次に、伸び率が同程度となるまで引き上げが続くのではないかというご質問についてであります。

令和3年の法改正により導入された仕組みは、「後期高齢者一人当たり保険料」と「現役世代一人当たり後期高齢者支援金」の伸び率が大きく乖離しないよう調整するというものであり、負担率を自動的に引き上げ続けることを定めたものではございません。

従いまして、将来の負担率がどのような水準になるか、あるいは引き上げがどの時点で終了するかにつきましては、国の判断によるものであり、現段階で本広域連合として見通しを申し上げることは困難でございます。以上でございます。

○議長（二宮 博君） 日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 再度質問します。令和3年の法改正により導入された仕組み、今説明されましたけれども、これについて後期高齢者にも分かるように、具体例を示して説明をお願いいたします。

○事業課長（岩崎 正信君） この仕組みは、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たり後期高齢者支援金」の伸び率が大きく離れすぎないように調整するという考え方によるものでございます。

例えば、現役世代の負担が毎年3%ずつ増えるとして、それに対して、後期高齢者の負担が毎年1%しか増えないというように、伸び方に大きな差が生じますと、現役世代の負担だけが重くなり続けてしまいます。

そこで、医療費の伸びに伴う負担が、特定の世代に偏ることのないよう、世代間で公平に分かち合い、制度を将来にわたり、持続可能なものとする観点から、この仕組みが設けられたものと承知しております。

本広域連合といたしましては、こうした国の制度設計に基づき、被保険者の皆様の生活への影響にも十分留意しながら、今後とも適切かつ安定的な制度運営に努めてまいります。

○議長（二宮 博君） 次に、まいります。22番、岩崎議員。

○22番（岩崎 貴博君） 22番、岩崎貴博です。第5号議案大分県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画の策定について、質疑を行います。

今回提案されている広域計画は今後の後期高齢者医療制度の運営の方向性を定める重要な計画であり、県内約21万人の被保険者の生活と医療に直接関わる内容であります。その重要性を踏まえ、いくつか確認をさせていただきます。

まず一点目です。本計画は単なる理念や参考資料という位置づけではなく、今後の広域連合及び構成市町村の事務運営や施策判断の基礎となる実務上の基本方針を定める計画であると理解しております。すなわち、保険料率の見直しや医療費適正化事業、保健事業の方向性など、実際の制度運営に影響を与える計画であるという認識でよろしいかお答えください。

次に二点目です。資料によれば被保険者数は令和2年度約19万人から令和6年度約21万人へと増加しております。また、一人当たりの医療費も増加傾向にあります。こうした状況の下で策定される本計画は、今後も医療費の増加が見込まれる中で、結果として保険料負担が上昇する可能性を内包した前提で作成されているものと考えますが、その認識でよろしいでしょうか。計画の前提として、医療費と保険料の将来的な動向をどのように見込んでいるのか、併せてお示しください。

三点目です。保険料の上昇や医療費負担の増加は高齢者の皆さんの生活に直接的な影響を及ぼします。しかしながら、本計画の記述を見る限り、保険料負担が生活に与える影響や受診控えなどの実態について具体的な分析、記述は見られません。これは、①生活への影響が大きくないと判断しているのか、それとも、②計画の性質上、そこまで踏み込んだ分析は行っていないのか、どのような整理によるものなのか、広域連合としての認識をお聞かせください。

最後に四点目です。令和4年10月から導入された医療費2割負担制度は現在も継続しています。保険料の上昇と窓口負担の増加が重なることにより、高齢者が受診を控える、治療を中断するといった影響が生じる可能性について、広域連合としてどのように認識しているのかお尋ねします。本計画期間中において、こうした受診抑制や健康悪化のリスクをどのように見据えているのかご見解をお示しください。

○議長（二宮 博君） 姫野次長。

○次長兼総務課長（姫野 邦夫君） 岩崎議員の第5次広域計画の質問にお答えします。

まず、計画の性格と位置づけについてです。

広域計画は、地方自治法第291条の7及び大分県後期高齢者医療広域連合規約第5条に基づき策

定が義務付けられています。

この広域計画は、高齢者医療の質を向上させるための重要な枠組みとなっているとともに、地域の特性に応じた医療、サービスの提供を通じて、後期高齢者の健康を支える役割を果たすことが求められております。

そのため、本広域連合の第5次広域計画では、被保険者が安心して医療が受けられ、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送ることができるよう、広域連合及び構成市町村が、相互にその役割を担い、連携を図りながら、総合的かつ計画的に後期高齢者医療に関する事務を行うための基本的な指針及び各事業を推進するうえでの方向性を示しております。

なお、個別の保険料率や事業内容につきましては、国の制度改正や医療費動向、市町村との協議を踏まえ、関係法令等に基づき別途適切に定めていくものでございます。

次に、医療費増加と保険料への影響についてです。

被保険者数の増加や一人当たり医療費の上昇は、全国的な高齢化の進展や医療の高度化を背景とした一定の構造的な傾向であり、本計画はその前提で策定しております。

医療費と保険料率の将来的な動向については、国の制度改正や負担割合、財政支援の動向など、複数の要因が影響するため、計画段階で将来の保険水準等を具体的に見込むことは困難であります。保険料増加の主な要因である医療費の増加ができるだけ緩やかな伸びとなるよう、構成市町村、県、国及び関係団体と密に連携をとりながら、データヘルス計画をはじめとする各種事業に取り組んで参りたいと考えております。

次に、生活実態への影響の分析についてです。

広域計画は、個々の生活実態の分析等について詳細に記述する性格のものではございません。一方、保険料や医療費の制度設計については、国において、国民の生活実態や負担能力等を踏まえた適切な対応がなされているものと認識しています。

なお、本広域連合といたしましては、構成市町村と連携し、納付相談等につきまして、各被保険者の生活実態に応じたきめこまやかな対応を引き続き行って参ります。

次に、2割負担との重なりと今後のリスク認識についてです。

2割負担制度につきましては、制度導入に伴う急激な負担増を緩和する観点から、国において一定期間の配慮措置が講じられました。この配慮措置は、制度の円滑な移行を図ることを目的としたものであり、期間終了後は、制度として一定の安定的な運用が見込まれるものと認識しております。

この配慮措置終了につきましては、広域連合において、市町村の広報誌やホームページへの掲載、被保険者へのチラシの配付、医療機関でのポスター掲示等で丁寧な周知・広報に努めてまいりました。

こうした中で、令和7年9月と10月の受診回数を比較しますと、緩和措置終了後の10月は、9月に比べ1.9%増加しており、現時点では受診控えが顕著に生じているとは認識しておりません。

今後も、被保険者が必要な医療を安心して受けられるよう、連携した相談支援や保健事業を適切に実施し、受診抑制や健康悪化のリスク回避に向けた、制度運営に努めてまいります。

○議長（二宮 博君） 以上で通告による質疑は終わりました。これを持って質疑を終了いたします。これより討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 「議第2号令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」及び「議第3号大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」反

対討論を行います。議第3号は子ども・子育て支援法等の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金の負担に関する規定を整備するとともに令和8年度及び令和9年度の保険料を引き上げる改定案です。議第2号は令和8年度の一人当たり保険料を8万8,257円とし、令和7年度の保険料から1万476円引き上げる予算案となっています。

令和8年度及び令和9年度の保険料の引き上げに影響しているものの中で、子ども・子育て支援金の負担金額と後期高齢者負担率の増加について反対理由を述べます。子ども・子育て支援金の負担金額は加入する保険で異なるため、収入の少ない人が多い人より負担が増えることが起こります。75歳以上の後期高齢者は現在の保険料に対する負担増額の比率が高く、逆進性が強まります。

年金収入約130万円の加入者の場合、令和8年度の年間保険料は医療給付分が1万7,900円、新たに導入される子ども・子育て支援金分が400円となり、合計で1万8,300円となる見込みで、令和7年度に比べ、年間600円の負担増となります。政府は、社会保障が高齢者に偏っていると、世代間対立を煽り、医療介護の削減を進めています。

しかし、高齢者の負担を増やしてサービスを削減することことは、親を支える子供世代の負担に直結する上、若者を含めて現役世代の将来不安を広げます。政府は、2022年10月から医療費の窓口負担を1割から2割に引き上げ、3年間の軽減措置として、10ヶ月の外来医療の窓口負担の増加額を3,000円までに抑える配慮措置を講じてきました。

しかし、その配慮措置も昨年9月30日をもって終了しています。早稲田大学の研究チームは2022年10月の窓口2割負担の導入の影響を詳しく分析しています。この分析によると、患者が病院に行く回数を減らしたり、治療を控えたりした結果、外来での医療費が約3.8%減少したとしています。

特に、81歳以上のグループでは5.9%も医療費が減っていると報告しています。お金の心配から受診を控えているとすれば、一律の負担増が高齢者、特に81歳以上の超高齢者の健康を守る上でリスクが高いことを示しています。後期高齢者負担率の増加は2021年の法改正により導入された仕組みで、後期高齢者一人当たりの保険料と現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び方が大きく離れすぎないように調整するという考え方で導入されました。しかし、後期高齢者医療制度そのものの分かりにくさが問題です。

現役世代からの支援金や税金、そして高齢者自身の保険料など財源の仕組みは複雑すぎて自分たちが払っているお金がどう使われているのか、なぜ負担が増えるのかが非常に分かりにくくなっています。NIRA総合開発研究機構のレポートでも指摘されてるように、国民が納得できる負担の根拠が明確でなければ不満や不安は解消されません。現役世代が大変だからという理由だけで、健康に直結する医療へのアクセスを制限するような負担増を強いることは正当性が弱いと言わざるを得ません。

以上の理由から、「議第2号令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」及び「議第3号大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」反対します。

○議長（二宮 博君） 次にまいります。

22番、岩崎議員。

○22番（岩崎 貴博君） 22番、岩崎貴博です。私は「第5号議案第5次広域計画の策定について」反対の立場で討論を行います。本日は傍聴にお越しくくださっている皆様もおられます。後期高齢者医療制度はまさに皆様の生活そのものに直結する制度です。

その現実を踏まえ、率直に意見を申し上げます。まず、この数年間で高齢者の負担は確実に重く

なっています。令和5年度の平均保険料は6万6,939円、令和6年度は7万6,415円、そして令和7年度は、8万1,096円と見込まれています。わずか2年で約1万4,000円の増額です。年金収入のみで暮らす方にとってこの増額は決してわずかではありません。物価高騰が続く中で保険料まで上がる。

さらに、2022年10月からは一定所得以上の方の窓口負担が1割から2割に引き上げられています。保険料が増え、窓口負担も増える二重の負担増が続いています。ここで必ず言われるのは制度を維持するためにはやむを得ないという議論です。

確かに制度の持続可能性は重要です。財政破綻すれば制度は成り立ちません。しかし、私はここで立場を明確にしたいと思います。制度は維持すること自体が目的ではありません。

制度は生活を守るために存在しています。生活を圧迫し受診を控えさせ、健康を損なわせるような制度運営であればそれは本末転倒です。生活を守れない制度はいずれ信頼を失い、持続もできなくなります。質疑を通じて本計画が基本的方向性を示すものであり、生活実態の詳細な分析を記載する性格のものではないとの整理が示されました。

しかし、制度の運営主体である広域連合が生活への影響を自らの責任として正面から捉えないのであれば、誰がそれを担うのでしょうか。広域連合は今後の計画の中にしっかり高齢者の生活実態を分析・記載をすべきと考えます。医療費が増えていること、被保険者が増えていることは事実です。

しかし、その事実を理由に負担増を当然視するのではなく、どうすれば負担を抑えられるのか、どこまで軽減措置を拡充できるのか、減免制度をどう改善できるのか、そこにこそ広域連合の姿勢が問われています。

また、2割負担について受診回数は減っていないとの認識が示されました。しかし、受診回数だけでは生活実態は測れません。我慢している方、薬を減らしている方、通院を間引いている方、統計に現れない静かな受診抑制こそ深刻です。さらに国では負担の細分化や拡大の議論が進み、マイナ保険証をめぐる資格確認書の扱いも地域任せとなり、現場の混乱が懸念されます。

こうした中で広域連合に求められているのは、制度の番人であることではありません。生活の防波堤であることです。保険料上昇を抑える努力、減免制度の拡充、負担増に対する明確な意思表示、生活実態に立脚した方向性が本計画には十分示されておりません。

制度の維持は大切です。しかし、同時に生活の持続可能性を最優先に据えることこそ、この制度の本来の目的があると考えます。医療は財政調整の対象ではなく、命と健康を守る社会の基盤です。

傍聴の皆さんを始め高齢者の不安や切実な思いに応える制度運営を求め、本議案には賛成できないことを申し述べ、反対討論といたします。

○議長（二宮 博君） 以上で、討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結し、採決いたします。

反対討論のありました「議第2号令和8年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」について起立により採決をいたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。着席してください。

よって、「議第2号」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「議第3号大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につい

て」起立により採決をいたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。着席してください。

よって、「議第3号」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「議第5号大分県後期高齢者医療広域連合第5次広域計画の策定について」起立により採決をいたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。着席してください。

よって、「議第5号」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、ただいま決定を見た案件を除く、「議第1号」及び「議第4号」について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二宮 博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議第1号」及び「議第4号」については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4 一般質問

○議長（二宮 博君） 次にまいります。

日程第4、これより一般質問に入ります。質問は、発言通告がありますので、お手元に配付の質問順位表により、これを許可いたします。

なお、質問は自席から行うことといたします。

16番、日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 医療費の自己負担が2割になった方に対し「1カ月の増加額が3,000円まで」とした配慮措置が、2022年10月から3年間限定だったのか説明を求めます。

○議長（二宮 博君） 岩崎事業課長。

○事業課長（岩崎 正信君） 日隈議員の医療費の窓口負担割合が2割となった方の負担を抑える配慮措置についてのご質問にお答えいたします。

全ての世代が公平に支え合う「全世代対応型の社会保障制度」を構築することを目的として、令和3年の通常国会において、健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、令和4年10月1日から、現役並み所得者を除き、75歳以上の方等で一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担割合が1割から2割となりました。

窓口2割負担導入時に伴う急激な負担上昇を防ぐ目的で、令和4年10月1日から3年間の経過措置として、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置を講じており、当該措置は令和7年9月30日をもって終了となったところです。

○議長（二宮 博君） 日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 「3年間の経過措置」であったことは説明されたが、なぜ経過措置が3年間となったのか説明をお願いします。

○議長（二宮 博君） 岩崎事業課長。

○事業課長（岩崎 正信君） 経過措置の期間を3年間とした理由につきましては、国において、

窓口負担割合の引き上げに伴う影響を緩和しつつ、制度の円滑な定着を図る観点から、必要な期間として設定されたものと承知しております。

こうした制度趣旨を踏まえ、改正法に基づく政令において、経過措置期間が3年間と定められているところであり、本広域連合といたしましては、引き続き制度の適切な運用に努めてまいります。

○議長（二宮 博君） 日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 昨年9月末までの配慮措置の対象者は、大分県で何人いたのかお聞きいたします。

○議長（二宮 博君） 岩崎事業課長。

○事業課長（岩崎 正信君） 令和4年10月の制度改正により、窓口負担割合が1割から2割に見直された配慮措置の対象者数は、昨年9月末時点で、大分県では3万7,444人でございます。

○議長（二宮 博君） 日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 早稲田大学などの研究チームが2022年10月の制度変更、窓口2割負担の導入の影響を詳しく分析している。窓口負担が2割になると、外来での医療費は約3.8%減少。これは、患者が病院に行く回数を減らしたり、治療を控えたりした結果と考えられる。特に81歳以上のグループでは、5.9%も医療費が減っている。

お金の心配から受診を控えているとすれば、一律の負担増が高齢者、特に81歳以上の超高齢者の健康を守る上でリスクが高いことを示している。これについての見解を伺います。

○議長（二宮 博君） 岩崎事業課長。

○事業課長（岩崎 正信君） 窓口負担導入後の状況については、本広域連合における令和7年9月と10月の受診回数を比較しますと、緩和措置終了後の10月は、9月に比べ1.9%増加しており、現時点では受診控えが顕著に生じているとは認識しておりません。

本広域連合といたしましては、今後とも被保険者が必要な医療を受けられなくなることをないよう、市町村と連携した相談支援や保健事業を適切に実施し、受診抑制や健康悪化のリスク回避に向けて、引き続き丁寧な制度運営に努めてまいります。

○議長（二宮 博君） 日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 「本広域連合における緩和措置終了後の10月は、9月に比べ1.9%増加しており、現時点では受診控えが顕著に生じているとは認識しておりません。」と答えました。早稲田大学の研究結果を参考にすると、一つには、季節による自然増を考慮すると、本来ならばもっと増えていたはずが負担増によって1.9%の増加に抑制されている可能性、二つには、全体の数字の裏で81歳以上の高齢者が受診を諦めている事実が隠れている恐れ、三つめは、1.9%増の中身は風邪などの軽い症状で受診した人が増えただけで、一方で高血圧や糖尿病などの慢性疾患を持つ81歳以上の方が受診をやめてしまっている可能性の三つが考えられます。これについて、説明を求めます。

○議長（二宮 博君） 岩崎事業課長。

○事業課長（岩崎 正信君） 先ほど「受診控えが顕著に生じているとは認識していない。」と申し上げましたのは、昨年9月から10月にかけての受診件数が1.9%増加しているという、本広域連合の実績値を踏まえたものでございます。

そのうえで、ご指摘のとおり、早稲田大学の研究チームにより、負担割合の引き上げが受診行動に一定の影響を及ぼした可能性が示されていることは承知しております。

受診件数の増減につきましては、季節変動や感染症の流行状況、被保険者の年齢構成、さらには

慢性疾患をお持ちの81歳以上の方の受診動向など、さまざまな要因が複雑に影響しており、現在のレセプトデータ等に基づく広域連合の分析では、これら多くの要因から、負担割合の変更による影響のみを評価することは限界がございます。

このようなことから、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国に対し、窓口2割負担の影響について、責任を持って分析・評価し、更なる検証を進めるよう、要望しております。

本広域連合といたしましては、負担割合の引き上げにより、必要な医療を受ける機会が損なわれる事態を避け、被保険者が安心して受診していただけるよう、今後とも国の動向を注視しながら、市町村と連携した相談支援や保健事業の充実に努めてまいります。

○議長（二宮 博君） 日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 負担増加額が3,000円を超えた場合、超えた額の償還申請件数と金額は月平均でいくらかお聞きします。

○議長（二宮 博君） 岩崎事業課長。

○事業課長（岩崎 正信君） 配慮措置により、1か月あたり3,000円を超えた負担額につきましては、医療機関の窓口における高額療養費の現物給付、または高額療養費の償還払いとして支給することとなっております。これらの支給額は、高額療養費と一体的に計算・処理されており、配慮措置による3,000円超過分のみを分離して把握することができないため、償還申請件数及び金額を算出することはできません。

○議長（二宮 博君） 日隈議員。

○16番（日隈 知重君） 窓口負担割合が2割負担の方の今年の9月と10月の医療機関の状況について、受診件数、医療費の自己負担額の平均額、高額療養費現物給付の支給件数、支給額について説明をお願いいたします。

○議長（二宮 博君） 岩崎事業課長。

○事業課長（岩崎 正信君） 今年の9月と10月の比較でございますが、医療機関の受診件数は、9月は、9万2,873件、10月は、9万4,599件です。

医療費の自己負担額の平均額は、9月は、1万6,813円、10月は、1万7,120円です。

また、同じく高額療養費現物給付の支給件数は、9月は9,467件、10月は、3,484件です。

高額療養費の支給額は、9月は、2億5,568万9,488円、10月は、2億5,173万5,233円でございます。

○議長（二宮 博君） 以上で、一般質問を終了いたします。

日程第5 会議録署名議員の指名について

○議長（二宮 博君） 次に、日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、10番河野正春議員、14番大崎栄治議員、以上2名を指名いたします。

お諮りいたします。今期定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（二宮 博君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

閉 会

○議長（二宮 博君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。今期定例会は、これをもって閉会いたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（二宮 博君） ご異議なしと認めます。

よって、令和8年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会は、これをもって閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時31分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

令和8年2月19日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 二 宮 博

署名議員 河 野 正 春

署名議員 大 崎 栄 治